

巻頭言

離死別と社会保障

社会保障には、家族が担ってきた扶養の社会化という側面がある。老親の経済的扶養は、公的年金、身体的扶養は介護保険が、今ではその重要な役割を担っている。いわゆる待機児童問題に端を発する保育施設の増設なども、親による子どもの扶養の（部分的）社会化とみることができる。このように、家族による扶養が機能しない（あるいは期待できない）場合、社会保障制度による対応が求められるという側面がある。

他方、社会保障は、伝統的に、生活困窮の原因となる一定の要保障事由ないし要保障事故の発生に際してなされる給付の体系として理解されてきた。ここでいう要保障事由としては、戦後日本の社会保障制度の基盤を形成した1950年社会保障制度審議会勧告（いわゆる50年勧告）によれば、「疾病、負傷、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他」が挙げられた。ここにいう「死亡」とは、疾病、負傷、廃疾（障害）、老齢などのように要保障者本人に発生するものではなく、主たる家計維持者の死亡である。このように、遺された家族（歴史的な経緯からすれば、主として女性や子ども）への生活保障は、社会保障制度草創期以来の関心事であった。国際的にみれば、社会保障の前身ともいえるべき退役軍人制度の柱のひとつが、戦死者の遺族に対する補償であったことも、そのことを補強する材料となるだろう。

戦後、社会保障制度の展開過程のなかで、配偶者との死別を原因とするものよりも、離婚による離別を原因とする生活保障の必要性が次第に高まっていった。離別が当事者の合意によるものであるとしても、それを契機に生活困窮に陥る確率が高いとすれば、社会的に対応すべき要保障事由とみなして、いわば予防的に社会保障制度としての対応を図ることが正当化され得る。ドメスティックバイオレンスなど、必ずしも当事者の自由意思とはいえない離別が少なくないことも勘案すれば、社会的対応の必要性はさらに高まる。

しかしながら、超少子高齢社会・人口減少社会を迎えた今日の日本の状況下において、社会保障に対する人びとの主要な関心は、高齢者の年金・医療・介護に加えて、子ども・子育て支援に向けられている。たしかに、財政面・人口面からみた社会保障の持続可能性という側面からみれば、そ

うした関心もたれることは、ごく自然なことのようには思える。ただし、離死別によりもたらされる世帯の所得減少も、依然として多くの人びとに生じ得る重要な課題と言わねばならない。そして、問題状況は、子ども・子育て期に発生する離死別と、高齢期に発生するそれとで異なるように思われる。

本特集は、離別の背景にある家族観や扶養についての考え方の変容や離別が生活に与える影響の実態の統計的な把握を行ったうえで、配偶者との死別と離別、そしてそれらの背景や結果として存在する生活困窮等に対して、社会保障制度の取り得る対応について検討することをねらいとするものである。社会保障に対する政策動向が、高齢者中心型から全世代型へとシフトし、現役世代の「雇用」や「子育て支援」、さらには、「低所得者・格差の問題」や「住まい」の問題などに関心を向けるべきことを強調している中にも、離死別の問題は、少子化対策分野の改革の中で、ひとり親家庭の貧困への対応という形で、間接的かつ部分的に触れられているにとどまるようにみられる（社会保障制度改革国民会議報告書）。その意味でも、離死別に焦点をあて、その社会保障上の課題を包括的に検討しようとする本特集は、重要な意義を有するといえよう。

社会保障そのものが、学際的な学術研究の対象領域である中であって、離死別の研究も、「家族」をめぐる諸々の学問領域の関心事である。その中で、本特集は、離死別が生活に与える影響の統計的な把握を行う冒頭の2つの論稿の後、法学研究者による論稿が並んでいる点特徴的である。このことは、親族・扶養それ自体が民法で規律されていることに加えて、生活保護の親族扶養優先原則、公的年金の遺族給付をめぐる法的分析、離婚後の養育費と社会保障給付との関係など、法学研究が不可欠な分野であることを象徴している。

本特集を契機に、ともすれば主要社会保障分野への関心の高まりの中で、取り残されることとなりかねない離死別と社会保障をめぐる学際的な研究交流が、さらに活発になされることを期待したい。

菊 池 馨 実

(きくち・よしみ 早稲田大学法学学術院 教授)